

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける消防局非常勤職員公務災害等補償規則  
を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第189号

京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける消防局非常勤職員公務災害等  
補償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）に定めるものの  
ほか、法の適用を受ける消防局に属する非常勤の職員（以下「消防局非常勤職員」  
という。）に対する公務上の災害又は通勤による災害の補償の制度に関し必要な事  
項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、京都市労働者災害補償保険法の適用を受  
ける非常勤職員公務災害等補償規則（以下「補償規則」という。）において使用す  
る用語（補償規則第2条第1号に掲げるものを除く。）の例による。

(休業補償)

第3条 消防局非常勤職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により  
負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することがで  
きない場合において、報酬その他の収入（以下「報酬等」という。）を得ることが  
できないときは、休業補償として、次の各号に掲げる区分に応じ、1日につき、当  
該各号に掲げる額を支給する。

(1) 報酬等を得ることができない日から第3日目まで 休業給付基礎日額に相当  
する額

- (2) 報酬等を得ることができない日の第4日目以降 休業給付基礎日額に相当する額から法第14条の規定に基づき支給された休業補償給付又は法第22条の2の規定に基づき支給された休業給付及び支給金省令第3条第1項の規定に基づき支給された休業特別支給金の額を控除した額

(障害特別援護金等の支給)

第4条 消防局長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障害特別援護金の支給
- (2) 遺族特別援護金の支給
- (3) 傷病特別給付金の支給

(準用)

第5条 前2条に定めるもののほか、休業補償並びに障害特別援護金、遺族特別援護金及び傷病特別給付金の支給に関し必要な事項については、補償規則の規定を準用する。この場合において、補償規則の規定中「市長」とあるのは「消防局長」と、「職員」とあるのは「消防局長が任命する非常勤の職員で労働者災害補償保険法の適用を受けるもの」とする。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)